

令和元年 第6回

戸田市教育委員会定例会

令和元年10月15日(火)午後2時30分

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

第6回教育委員会（定例会）次第

1 開会

2 前回の会議録の承認

3 教育委員提案 別添 資料No.1のとおり

4 報告事項 別添 資料No.2のとおり

5 議事

ページ

(1) 専決処理事項の報告

報告第13号 訴訟上の和解について……………当日配付

報告第14号 戸田市立教育センター及び彩湖自然学習センター（みどりパル）の
臨時休館について……………当日配付

(2) 議案

議案第10号 彩湖自然学習センター（みどりパル）開館時間の変更について…………… 1

議案第11号 令和元年度一般会計（教育委員会関係）12月補正予算（案）について…………… 2

議案第12号 戸田市奨学資金条例の一部を改正する条例（案）について…………… 6

議案第13号 戸田市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則（案）について…………… 8

議案第14号 学校情報セキュリティポリシーの改訂及び学校情報セキュリティ共通実施
手順の策定について……………別紙

議案第15号 戸田市学校運営協議会委員の報酬及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例（案）について…………… 11

6 その他

(1) 次回の教育委員会の日程（案）

令和元年11月19日（火）午前9時30分～

(2) その他

7 閉 会

戸田市立教育センター及び彩湖自然学習センター（みどりパル）の 臨時休館について

- 1 臨時休館日 令和元年10月12日（土）
- 2 休館施設 戸田市立教育センター
彩湖自然学習センター（みどりパル）
- 3 休館理由等 10月11日（金）時点で10月12日（土）は大型の台風19号の本州接近に伴い、大雨・強風等が予測されており、利用者等の安全を考慮し、臨時休館したものです。

(参考)

戸田市立教育センター条例 ～抜粋～

(休館日)

第6条 教育センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する祝日（以下「祝日」という。）。ただし、祝日が月曜日にあたるときは、その翌日（以下「振替日」という。）
- (3) その前日及び翌日が祝日である日。ただし、この日が月曜日にあたる日及び振替日は、除く。
- (4) 1月2日、3日及び12月29日から同月31日まで
- (5) その他教育委員会が必要と認めた日

戸田市立郷土博物館条例 ～抜粋～

(休館日)

第6条 郷土博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月の第2月曜日、第4月曜日及び第5月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで
- (3) 館内整理日（毎月末日。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。）
- (4) 特別整理期間（毎年1回15日以内）
- (5) その他教育委員会が必要と認めた日

彩湖自然学習センター（みどりパル）開館時間の変更について（案）

1 実施期間 令和元年11月23日（土・祝）～令和元年12月28日（土）

2 実施施設 彩湖自然学習センター（みどりパル）

3 延長時間・内容

上記の期間中、午後4時30分から午後4時45分までの15分間、開館時間を延長し、5階展望室及び展望広場、1階玄関までの通路の利用を認める。ただし、悪天候の場合は、中止する。

4 周知方法

- ・館内ポスター掲示
- ・彩湖自然学習センターホームページ掲載
- ・広報戸田市11月号掲載

（資料映像）彩湖自然学習センターからの夕日



参考資料 戸田市立郷土博物館条例施行規則 ～抜粋～

（開館時間）

第4条 郷土博物館の開館時間は、午前10時から午後4時30分までとする。ただし、戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。

令和元年度 一般会計（教育委員会関係）12月補正予算（案）について

（歳出）

（単位：千円）

款・項・目・大事業・中事業	補正前の額 （中事業）	補正額 （中事業）	計 （中事業）	説 明	節 : 節 細節 : ○ 細々節 : ・
10教育費 06学校給食費 01学校給食センター費 02学校給食センター管理運営費 01学校給食センター管理 運営費 (学校給食課)	528,000	△ 6,160	521,840	節11需用費 ○07賄材料費 ・賄材料 【補正理由】 戸田東小学校5・6年生の給食については、学校給食センターから提供する予定であったが、6年生のみの提供となったことから、5年生分の材料費を減額補正	△ 6,160 △ 6,160 △ 6,160
10教育費 06学校給食費 02単独校給食費 01単独校調理場管理運営費 01単独校調理場管理運営費 (学校給食課)	560,070	6,160	566,230	節11需用費 ○07賄材料費 ・賄材料 【補正理由】 戸田東小学校5年生の給食については、学校給食センターから提供する予定であったが、自校調理場で対応することから、5年生分の材料費を増額補正	6,160 6,160 6,160

（債務負担行為）

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額 (以下の額に消費税及び地方消費税の額を加算した額)
美谷本小学校プールフェンス修繕 (教育総務課)	令和元年度～令和2年度	8,424
市立小学校個別施設計画策定業務委託 (教育総務課)	令和元年度～令和2年度	9,133

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額 (以下の額に消費税及び地方消費税の額を加算した額)
市立小学校建築物定期点検業務 (教育総務課)	令和元年度～令和２年度	9,246
戸田第一小学校改築等工事仮設校舎賃借 (教育総務課)	令和元年度～令和５年度	704,269
美谷本小学校教室棟外壁改修工事 (教育総務課)	令和元年度～令和２年度	81,520
市立中学校個別施設計画策定業務委託 (教育総務課)	令和元年度～令和２年度	4,498
市立中学校建築物定期点検業務 (教育総務課)	令和元年度～令和２年度	4,554
戸田中学校屋内運動場空調設備設置工事 (教育総務課)	令和元年度～令和２年度	65,960
美笹中学校屋内運動場空調設備設置工事 (教育総務課)	令和元年度～令和２年度	72,260
喜沢中学校屋内運動場空調設備設置工事 (教育総務課)	令和元年度～令和２年度	59,040

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額 (以下の額に消費税及び地方消費税の額を加算した額)
新曽中学校屋内運動場空調設備設置工事 (教育総務課)	令和元年度～令和２年度	67,240
笹目中学校屋内運動場空調設備設置工事 (教育総務課)	令和元年度～令和２年度	62,870
笹目中学校教室棟（西棟）外壁改修等工事 (教育総務課)	令和元年度～令和２年度	115,100
笹目中学校教室棟（西棟）構造改修等工事 (教育総務課)	令和元年度～令和２年度	127,400
I C T教育支援業務 (教育政策室)	令和元年度～令和２年度	9,980
教育相談事業委託（小学校） (教育政策室)	令和元年度～令和５年度	143,344
適応指導教室運営委託 (教育政策室)	令和元年度～令和５年度	49,610
教育相談事業委託（中学校） (教育政策室)	令和元年度～令和２年度	5,534

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
		(以下の額に消費税及び地方消費税の額を加算した額)
学校給食センター調理等業務 (学校給食課)	令和元年度～令和5年度	387,000
調理業務(芦原小学校) (学校給食課)	令和元年度～令和4年度	88,137
調理業務(新曽北小学校) (学校給食課)	令和元年度～令和4年度	90,550
生涯学習に関する市民意識調査業務 (生涯学習課)	令和元年度～令和2年度	2,100
図書館上戸田分館管理運営(指定管理) (生涯学習課)	令和元年度～令和6年度	174,835

(継続費変更)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
10教育費	2小学校費	戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事 (小学校分I・II期)	3,350,397	30	89,208	3,400,858	30	89,208
				31	905,652		31	905,652
				32	2,355,537		32	2,405,998
10教育費	3中学校費	戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事 (中学校分I・II期)	2,328,243	30	61,992	2,363,308	30	61,992
				31	629,352		31	629,352
				32	1,636,899		32	1,671,964

議案第12号

戸田市奨学資金条例の一部を改正する条例（案）

戸田市奨学資金条例（昭和40年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「で、学校長が推薦した者」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

戸田市奨学資金条例新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条 (略) (貸付条件)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 成績優良にして成業の見込みがある者で、<u>学校長が推薦した者</u>であること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第3条～第15条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>第1条 (略) (貸付条件)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 成績優良にして成業の見込みがある者であること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第3条～第15条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

議案第13号

戸田市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則（案）

戸田市奨学資金条例施行規則（昭和57年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）の規定による高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格者については、前項第1号の書類に代えて高卒認定試験の合格成績証明書を、同項第2号の書類に代えて高卒認定試験の合格証明書を添付するものとする。

第1号様式中

「1 成績証明書 2 学校長の推薦書」

を

「1 成績証明書（高卒認定試験の合格成績証明書）

2 学校長の推薦書（高卒認定試験の合格証明書）」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に印刷されている改正前の戸田市奨学資金条例施行規則第1号様式は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

戸田市奨学資金条例施行規則新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条 (略) (申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、本市において申請する年度の市民税の課税状況等が確認できるときは、同項第3号及び第4号の書類の添付を省略することができる。</p> <p>第3条～第10条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>第1条 (略) (申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)の規定による高等学校卒業程度認定試験(以下「高卒認定試験」という。)の合格者については、前項第1号の書類に代えて高卒認定試験の合格成績証明書を、同項第2号の書類に代えて高卒認定試験の合格証明書を添付するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、本市において申請する年度の市民税の課税状況等が確認できるときは、同項第3号及び第4号の書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>第3条～第10条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規則は、公布の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p>

改正前	改正後(案)
別表 (略) 様式 (略)	<u>2 この規則の施行の際、現に印刷されている改正前の戸田市奨学資金条例施行規則第1号様式は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。</u> 別表 (略) 様式 (略)

議案第15号

戸田市学校運営協議会委員の報酬及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）

戸田市学校運営協議会委員の報酬及び旅費に関する条例（平成30年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

戸田市学校運営協議会委員の報酬及び旅費に関する条例新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の6</u>に基づく学校運営協議会の委員（以下「委員」という。）の報酬及び旅費の額並びに支給の方法について定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第5条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の5</u>に基づく学校運営協議会の委員（以下「委員」という。）の報酬及び旅費の額並びに支給の方法について定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第5条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>

教育委員提案

令和元年第6回教育委員会(定例会)

令和元年10月15日(火)

戸田市役所3階 教育委員室

1 教育委員提案

ページ

- ① コミュニティ・スクールの進捗状況について（鈴木委員） 1
（学務課）
- ② 特別支援学級担当教員の配置及び研修等について（土肥委員） 4
（学務課・教育政策室）
- ③ 部活動サポート事業について（鈴木委員） 1 1
（教育政策室）

戸田市における コミュニティ・スクールについて

- ・ CSの進捗状況（各学校の状況）
- ・ 都市型CSの在り方について

戸田市教育委員会
学 務 課



戸田市
CSについて

コミュニティ・スクールの進捗状況

- **平成29年度 準備段階**
 - ・ 準備委員会の設置 ・ 説明会の実施 ・ 先進校視察
 - ・ 管理職及び準備委員への研修 ・ 委員の選出
- ↓
- **平成30年度 立ち上げ（1年目）**
 - ・ 委員の委嘱 ・ 校長、教頭、主幹教諭、委員への研修会
 - ・ 市内学校への視察（2回） ・ 先進校視察
 - ・ CSディレクターの任用 ・ 推進連絡協議会の立ち上げ、運営
- ↓
- **令和元年度 創成期（2年目）**
 - ・ 委員の委嘱 ・ 校長、教頭、主幹教諭、委員への研修会
 - ・ 県主催の研修会への参加 ・ 先進校視察
 - ・ CSディレクターの任用 ・ 推進連絡協議会の運営



コミュニティ・スクールの進捗状況

【各学校の進捗】

○ 熟議等で扱われているテーマ

- ・育てたい子供像
- ・学校評価について
- ・学校経営について
- ・運動会について
- ・校内研修について
- ・教員の働き方改革
- ・学校グランドデザインについて
- ・社会体験の受け入れについて
- ・学力向上について
- ・進路指導について
- 等

○ 熟議の上、実行した取組

- ・植栽等の環境整備
- ・学校評価の改善
- ・学校教育プランの改善
- ・運動会の短縮実施
- ・全校生徒への委員の紹介
- ・入試面接官役
- 等

○ 協議会以外での取組

- ・中学校区の小中学校で行う「合同学校運営協議会」
- ・教職員や保護者を交えた「拡大学校運営協議会」
- ・小・中の教職員と委員で行う「合同校内研修」



コミュニティ・スクールの進捗状況

【学校での取組】

○ 拡大学校運営協議会

- ・委員と教職員による熟議



※グループに分かれて熟議
※自分たちができること
を熟議で検討する



○ 合同学校運営協議会

- ・中学校区の小・中学校による熟議



コミュニティ・スクールの進捗状況

【教育委員会の取組】

- **戸田市CS推進連絡協議会**
 - ・各学校の運営協議会長の研修及び情報交換



- **校長会研修会**
 - ・校長会での研修会



※現在、全体研修会や先進校視察を計画中



都市型のコミュニティ・スクールについて

● 行政支援

教育の情報化
情報活用能力
プログラミング教育

● 教員の指導

国際理解
障害者理解
外国人移民

● 管理職・学校運営協議会

社会に開かれた
教育課程
地域再生

テクノロジー

超スマート社会

多様性

地域連携

インクルーシブ教育

教育再構築



特別支援学級担当教員の配置について

令和元年10月15日（火） 定例教育委員会 学務課資料

○特別支援学級担当教員に関する免許について

- ▶ 現行制度では、小・中・高等学校の免許状を保有していればそれぞれの学校種の特別支援学級担任、通級指導担当教員になることが可能であり、その他特別の免許状の所持は必要とされていない。
- ▶ ただし、小・中・高等学校の免許状取得に当たっては、教職に関する科目（「教育の基礎理論に関する科目」）中、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」において、「障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」を学ぶこととされている。

○特別支援学級担当教員の採用・配置について

- ▶ 特別支援学級担任等について、採用、配置、研修等を通じた専門性の向上が望ましい。そのため、特別支援教育を推進する上で、短期間での人事異動は大きな影響があるため、指導の継続性を意識した人事異動が重要である。戸田市では、教育委員会の判断により、校内の特別支援教育の専門性の確保を考慮しつつ、同一校内における特別支援教育の専門性を有する教員の在職年数の延長や特別支援学校との適切な人事交流など、弾力的な人事上の配慮を行っている。
- ▶ また、埼玉県では、新採用者を特別支援学級採用枠として配置し、初任者研修を含め特別支援担当として指導育成を図っている。

○特別支援学級担当教員の採用・配置について

- ▶ 具体的には、別添資料「平成31年度埼玉県市町村立小・中学校教職員配当基準表」に基づき配置人数を決定している。また、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級については、通常の学級に比べて1学級当たりの児童生徒数の上限を下記のとおり低くしている。
- ▶ <公立小・中学校>
- ▶ 通常の学級は原則として児童生徒数40人を上限としているところ、特別支援学級は児童生徒数8人を上限としている。(※)
- ▶ ※特別の事情がある場合を除き、障害の種類ごとに編制

小学校については通常学級と合わせた学級数

平成31年度埼玉県市町村立小・中学校教職員配当基準表

小 学 校				中 学 校			
学級数	校長・教員	養護教員	事務職員	学級数	校長・教員 (特別支援 学級を除く)	養護教員	事務職員
1	3			1	5		
2	4			2	8		
3	6	1		3	9	1	
4	7	1	1	4	10	1	1
5	8	1	1	5	11	1	1
6	9	1	1	6	12	1	1
7	10	1	1	7	14	1	1
8	11	1	1	8	15	1	1
9	12	1	1	9	17	1	1
10	13	1	1	10	18	1	1
11	15	1	1	11	19	1	1
12	16	1	1	12	20	1	1
13	17	1	1	13	22	1	1
14	18	1	1	14	23	1	1
15	19	1	1	15	24	1	1
16	20	1	1	16	26	1	1
17	21	1	1	17	27	1	1
18	22	1	1	18	29	1	1
19	23	1	1	19	31	1	1
20	24	1	1	20	32	1	1
21	25	1	1	21	34	1	2
22	26	1	1	22	35	1	2
23	27	1	1	23	37	1	2
24	29	1	1	24	38	1	2
25	30	1	1	25	39	1	2
26	31	1	1	26	41	1	2
27	32	1	2	27	42	1	2
28	33	1	2	28	43	1	2
29	34	1	2	29	45	1	2
30	35	1	2	30	47	1	2
31	36	1	2	31	48	1	2
32	37	1	2	32	50	1	2
33	38	1	2	33	51	1	2
34	39	1	2	34	52	1	2
35	40	1	2	35	54	1	2
36	42	1	2	特別支援 学級数	教 員	中学校は特別支援学級のみの数	
37	43	1	2				
38	44	1	2	1	1		
39	45	1	2	2	3		
40	47	1	2	3	4		
41	48	1	2	4	6		
42	49	1	2	5	7		
43	50	1	2	6	9		

養護教員については、小学校が児童数851人以上の場合、中学校が生徒数801人以上の場合、複数配置とする。

なお、学校の実態を考慮し特に必要が認められる場合、複数配置を行うものとする。

令和元年度 特別支援教育の人材育成・研修について

戸田市の現状

課題 教師の専門性の向上

方策 多様な**研修** **方策** 産官学との**共同研究**による連携

▶ 特別支援学級・通級指導教室担当者への研修

- 特別支援教育アドバイザーによる通級指導教室、特別支援学級への訪問指導
- 特別支援教育推進専門員による学校訪問指導
- 民間事業者の専門性を活用した学校訪問指導

▶ 通常学級担当者への研修

- 授業等のユニバーサルデザイン化研修会
- 初任者研修・臨時的任用教員研養成研修会

▶ 学校全体に関わる研修

- カリキュラム・マネジメント研修会
(国立特別支援教育総合研究所の多層指導モデルMIMの導入)
- 幼保小中連携特別支援教育夏季合同研修
- 特別支援教育コーディネーター研修
- (株) LITALICOとの・ペアレントトレーニングの学校導入の共同研究
- 筑波大学との通常の学級における特別支援教育の視点からみる環境因子と学級雰囲気との関連の研究協力

特別支援教育アドバイザーによる訪問指導

多様な研修

特別支援教育の知識と経験に富んだ教師を「特別支援教育アドバイザー」として2名任用し、発達・情緒通級指導教室や特別支援学級の訪問指導をしている。



特別支援学級、発達・情緒通級指導教室の指導経験が少ない教師の学級中心に巡回指導



- ◎ 継続的な指導で指導力向上に大きく寄与
- ◎ 自習にせず、子供への指導のあり方について、アドバイスを受けることができる。(OJT)

令和元年度 特別支援教育コーディネーター研修会の様子

多様な研修

星美学園短期大学 准教授 太田 研 様をお迎えし、各学校の特別支援教育推進の要となる役割を担う特別支援教育コーディネーターに児童生徒の実態把握の仕方、行動観察の方法、行動観察から支援への活用など行動観察のスキルアップ研修を実施。



多様な研修

本研修では、(株) LITALICOの永塚 健様を指導者にむかえ、「多様なニーズのある子供たちへの集団における支援と個別的な支援」について学んだ。小・中学校教員だけではなく、幼稚園、保育園、市役所関係課等から40名が参加した。

講義では「個と環境の間に障害がある」という考えのもと、環境調整の工夫や、個人の特性の違い、個別の声かけの仕方など、具体的に御指導いただいた。



LITALICO株式会社との共同研究

産官学の連携



支援員による訪問支援



ペアレント・トレーニング
ファシリテーター研修会

教師のスキルアップにつながっている

フィードバック研修会（筑波大学との研究協力）

産官学の連携

通常の学級における特別支援教育の視点からみる環境因子と学級雰囲気との関連を検討し、**発達障害のある児童が適応しやすい学級雰囲気**のための条件を明らかにするための研究協力を進めている。調査結果を管理職にフィードバックすることで、各校の人材育成に生かしている。

学級雰囲気の研究調査協力（児童へのアンケート）

データ分析

学級雰囲気は、何に影響されるのか。

学級経営

クラスの協力

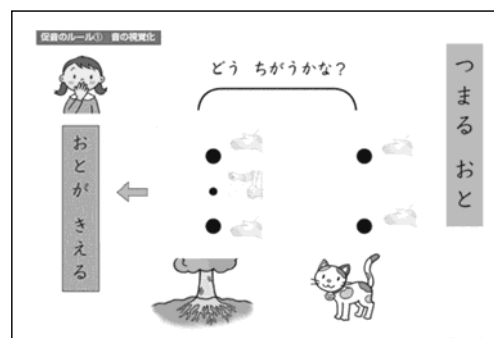
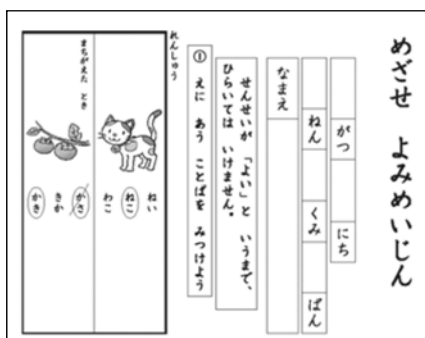
学校管理職へのフィードバック研修会

カリキュラム・マネジメント研修会 （多層指導モデルMIM活用）

産官学の連携

「MIM」は、通常学級における異なる学力層の子供のニーズに対応して指導や支援を行いながら、**子供たちの読みやすさを育むこと**をめざして開発されたものである。

MIMの開発者で独立行政法人国立特別支援教育総合研究所主任研究員の海津 亜希子 先生を講師としてお招きし、管理職・主幹教諭に対して講義いただいた。



産官学と連携した部活動サポート事業

- 目的：・ 専門家の支援による部活動の「量」から「質」への転換
・ 科学的根拠に基づくトレーニングの実現
・ 外部指導者の活用による部活動顧問の負担軽減

スポーツクラブと連携した部活動サポート (リーフラス株式会社)

科学的トレーニング 月1～2回×7ヶ月×6校

○生徒を対象とした科学的トレーニング講習等

部活動のシーズンオン・オフや発達段階等に応じた適切な科学的トレーニングをスポーツトレーナー等のプロが指導することで効果的、効率的に体力向上を図る。

戸田中（月2回） ボート部、バレーボール部ほか

戸東中（月1回） バスケットボール部、卓球部ほか

美笹中（月1回） 野球部、サッカー部ほか

喜沢中（月2回） バレーボール部、陸上部ほか

新曽中（月2回） 剣道部、バドミントン部ほか

笹目中（月2回） 野球部、ソフトボール部ほか

部活動指導サポート 週3回×7ヶ月×2校

○競技ごとの技術指導等

市内中学校の中からモデル校で、各競技の専門家による技術指導を行うことで、部員の指導力向上や競技未経験の顧問の負担軽減を図る。

戸東中 女子ソフトテニス部

新曽中 女子バレーボール部

吹奏楽部外部指導者招聘

○外部指導者を招聘した吹奏楽部技術講習等

吹奏楽部に外部指導者を招聘し、技術指導に関する講習等を行うことで、顧問の指導力向上や部員の活動意欲の向上を図る。

全中学校 各校10回程度

運動部活動充実のための理論研修

○大学等のトップアスリート等を招聘した技術講習・講演等

連携協定を締結している日本体育大学や青山学院大学等、さらには企業から、運動部活動を充実のために専門的な講師を招聘し、技術指導や講習を開催することで、顧問の指導力向上や部員の活動意欲の向上を図る。

戸田市運動部活動顧問研修会 開催（令和元年8月7日）

日本体育大学教授 杉田 正明 氏

報告事項

令和元年第6回教育委員会(定例会)

令和元年10月15日(火)

戸田市役所3階 教育委員室

1 報告事項

ページ

- ① 平成31年度第2回奨学資金貸付内訳（新規分）について…………… 1
（教育総務課）
- ② 中学校選択制による入学希望校申込状況について…………… 2
（学務課）
- ③ 中学校部活動関東・全国大会の結果について…………… 3
（教育政策室）
- ④ SNS心の相談窓口@とだ 実施結果について…………… 4
（教育政策室）
- ⑤ 人権教育指導者研修会の開催について…………… 5
（生涯学習課）
- ⑥ 彩湖自然学習センターの「愛称決定総選挙」等の投票結果について…………… 6
（生涯学習課）
- ⑦ 令和元年度優秀な教職員の表彰について…………… 8
（学務課）
- ⑧ 少年自然の家の今後のあり方について…………… 9
（生涯学習課）
- ⑨ その他

平成31年度第2回奨学資金貸付決定内訳(新規分)

学校種別		貸付単価(円) (年額)	人数(人)	貸付金額(円) (半年分)
高等学校 高等専門学校 (1学年から3学年) 専修学校(高等課程)	国公立	120,000	0	0
	私立	180,000	0	0
大学・短期大学 高等専門学校 (4学年及び5学年) 専修学校(専門課程)	国公立	240,000	0	0
	私立	300,000	5	750,000
合 計			5	750,000

貸付申請者数 5人

貸付決定者数 5人

報告事項②

中学校選択制による入学希望校申込状況について

令和元年9月19日締切

	A	B	C	A+B
学 校 名	通学区域内で 希望した児童数(人)	通学区域外から 希望した児童数(人)	通学区域外児童 受入予定定員数(人)	合計希望数 (人)
戸田中学校	234	28	35	262
戸田東中学校	136	17	35	153
美笹中学校	100	2	35	102
喜沢中学校	197	15	20	212
新曾中学校	368	12	25	380
笹目中学校	175	30	30	205
戸田中学校 (特別支援学級)	4	2		6
美笹中学校 (特別支援学級)	0	0		0
喜沢中学校 (特別支援学級)	7	1		8
笹目中学校 (特別支援学級)	5	1		6
合 計	1,226	108		1,334

※特別支援学級の希望者は抽選いたしません。
 ※現時点での抽選対象校はありません。

令和元年度中学校部活動関東・全国大会 結果一覧

	競技種目 / 大会名	種目 / 成績	会場
戸田中	(1) ボート 第39回全日本中学選手権競漕大会	男子舵手付きクォドルプル 第6位	岐阜県 海津市
	(2) ボート 第39回全日本中学選手権競漕大会	女子舵手付きクォドルプル 第8位	岐阜県 海津市
喜沢中	(1) 吹奏楽 第25回西関東吹奏楽コンクール	中学校部門Bの部 銀賞	新潟県 新潟市
新曽中	(1) 体操 第50回 関東中学校体操競技選手権大会	女子団体 第3位	千葉県 千葉市
	(2) 体操 第50回 全国中学校体操競技選手権大会	女子団体 第4位	京都府 向日市
		個人総合 種目別 平均台 第5位	
	(3) ボート 第39回 全日本中学選手権競漕大会	男子シングルスカル 準決勝進出	岐阜県 海津市
	(4) 水泳 第59回 全国中学校水泳競技大会	女子4×100Mフリーリレー 予選24位	京都府 京都市
		女子4×100Mメドレーリレー 予選12位	
	女子100Mバタフライ 予選16位		
(5) 卓球 第47回 関東中学校卓球大会	女子シングルス 3回戦進出	茨城県 日立市	
(6) テニス 第72回関東中学生テニス選手権大会	男子シングルス 2回戦進出	山梨県 甲府市	
笹目中	(1) 体操 第50回 関東中学校体操競技選手権大会	個人総合 種目別 あん馬 第6位	千葉県 千葉市

※灰色網掛けについては「全国大会」出場

平成30年度 関東出場：6種目 全国出場：8種目

SNS 心の相談窓口@とだ 実施結果について

- 1 期 間 令和元年8月1日（木）～9月25日（水）
17時～21時
- 2 登録件数 119件
- 3 相談件数 47件（相談・返答なしも含む）
- 4 相談内容

人間関係（友人関係）	12件
いじめ	8件
学校生活（クラブ活動含）	6件
恋愛	3件
不登校	2件
学習	2件
家庭生活（家族関係）	2件
問い合わせ	11件
その他	1件
- 5 相談傾向
 - ・相談者は中学生が多く、女子が多い。
 - ・相談の時間帯は17時～19時が多いが、新学期がはじまってからは20時過ぎの相談が増加した。
 - ・対応時間は、20～180分（待機時間を含む）。
 - ・相談員とのやりとりで満足・納得して終了している。

人権教育指導者研修会

～人としての尊厳をもち 生きる権利を守るために～

回	日 時	テ ー マ	講 師
1	11月 7日 (木)	○犯罪被害者の人権 「犯罪被害者の心情と実情について」	公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター 相談員 坂本 貴子 氏
2	11月12日 (火)	○外国人の人権 「新たな外国人の受け入れと差別」	NPO法人ふじみの国際交流センター 理事長 石井 ナナエ 氏
3	11月25日 (月)	○同和問題と人権	埼玉県県民生活部人権推進課
4	11月27日 (水)	○障害のある人の人権 「車椅子からパラリンピックそして2020年へ」	パラリンピック射撃日本代表 東京2020組織委員会アスリート委員 田口 亜希 氏

場 所 戸田市文化会館3階 304会議室
 時 間 午後2時～3時30分 (受付は午後1時30分から)
 対象・定員 市民20名 (他に市職員等の参加あり)
 認定単位数 4単位
 持ち物 筆記用具、メモ用紙等
 申込方法 一般市民は 10月1日 (火) より受付開始。電話・FAX・メールにて下記まで氏名・住所・電話番号をお知らせください。
 ※PTAは各学校でまとめてお申込み下さい。
 主 催 戸田市 戸田市教育委員会 戸田市人権教育推進協議会



生涯学習マスコット マナビィ

【お申し込み・お問い合わせ先】

教育委員会生涯学習課 (戸田市民大学事務局)

電 話 048-441-1800 (内線 466、342)

FAX 048-432-9910

メール kyo-syogaigaku@city.toda.saitama.jp

報告事項⑥

彩湖自然学習センターの「愛称決定総選挙」等の投票結果について

1 経緯

- (1) 6月1日～30日 当センター愛称公募（市内外から34名、49作品）
- (2) 7月19日 一次審査 図書館・郷土博物館協議会で最終候補5作品選定
- (3) 8月1日～31日 二次審査
- ・来館者等による「愛称決定総選挙」を実施 総投票数 1,079 票
 - ・来館者等による「マスコットキャラクター名称決定総選挙」を実施
総投票数 974 票

2 彩湖自然学習センター愛称決定総選挙

■開票結果

No	愛称（50音順）	投票数
1	ぐりね（グリネ）	148
2	彩湖自然館	317
3	彩湖自然の里	193
4	彩湖見晴らし自然館	83
⑤	みどりパル	338
総投票数		1,079

◎愛称名 「みどりパル」

◎説明 生き物や植物など「みどり」を仲間や友達（パル）と一緒に学べるとういう思いをこめました。

◎受賞者（9月22日（日）に当センターにて市長から表彰状授与）

氏名 池上 利奈（いけがみ りな）さん
年齢 戸田南小学校6年

3 マスコットキャラクター名称決定総選挙

■開票結果

No	名称	投票数
1	はらびん	155
②	カマリン	673
3	ちょこっとくん	146
総投票数		974

※マスコットキャラクター名称は彩湖自然学習センターで考案した名称のため、受賞者はありません。

彩湖自然学習センター

愛称
決定

みどりパル



生き物や植物などの「みどり」を仲間や友達（パル）と一緒に学べるところ、という思いをこめました。

愛称へのご応募や決定選挙への投票に参加して下さった皆様。ありがとうございました。

ボクの名前も決まったよ！



彩湖自然学習センターマスコットキャラクター

カマリン

愛称決定記念キャンペーン

10/1火~30水
(休館日28日を除く)

来館時

センター愛称は「みどりパル」
マスコットキャラの名前は「カマリン」と
スタッフに伝えてください。

【先着1,000名様に】
記念品プレゼント!!

この機会にぜひお越しください。

新しい仲間 ガラ・ルフア (ドクターフィッシュ)

にも会いにきてね!

彩湖自然学習センター

〒355-0031 埼玉県戸田市大字内谷2887番地

TEL 048-422-9991 FAX048-422-9993

URL <http://www.city.toda.saitama.jp/site/saiko/>

